

阪南市酒造業原料米価格高騰対策支援事業補助金
交付要綱

令和 8 年 9 月 2 4 日 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、酒米の価格高騰の影響を受けている市内の酒造事業者に対し、地域に根差した伝統的地場産業の発展及び継続を支援するため、阪南市酒造業原料米価格高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、阪南市補助金等交付規則（平成 2 2 年阪南市規則第 1 号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「酒米」とは、清酒の製造に使用するために購入する酒造好適米その他これに準ずる米をいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に主たる事業所を置き、酒税法（昭和 2 8 年法律第 6 号）第 7 条第 1 項に規定する酒類の製造免許を受け、清酒の製造実績を有する者
- (2) 大阪府酒造組合に加入している法人又は個人事業者
- (3) 補助金の交付を申請する時点で、市内で事業を継続しており、補助金の交付を受けた後においても市内で当該事業を継続する意思を有する者
- (4) 市税の滞納がない者
- (5) 規則第 4 条の 2 各号のいずれにも該当しない者

(6) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行っていない者。

(補助金の額等)

第4条 補助金の対象経費、上限及び算定式等は、別表のとおりとする。

(交付申請書等の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、阪南市酒造業原料米価格高騰対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて令和8年11月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 酒米購入実績調書・補助金額計算表（様式第2号）
- (2) 補助対象経費の支払いを確認できる領収書の写し等
- (3) 大阪府酒造組合に加入する組合員であることが確認できる書類
- (4) 誓約書（様式第3号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書等を受理したときは、速やかに申請内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定を行い、阪南市酒造業原料米価格高騰対策支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条に規定する交付決定通知書を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとする場合、速やかに阪南市酒造業原料米価格高騰対策支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付請求書を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、第6条に規定する交付決定通知書を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に行った補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消することができる。なお、既に当該取消しに係る部分に対する補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助金を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

(4) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

（調査等）

第9条 市長は、補助金の交付決定の前後にかかわらず、必要があると認めるときは、調査を行い、補助事業者に必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

（関係帳簿の保管）

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支等を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に交付の決定を受けた補助金に係る第 8 条から第 1 0 条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象経費 ※1	「令和7年産酒米の購入平均単価」と「令和6年産酒米の購入平均単価」との差額に令和7年産酒米の購入量を乗じて得た額
補助金額の上限 (1事業者あたり)	100万円
算定式 ※2	$(a - b) \times c$

記号	内容	単位	補足事項
a	令和7年産酒米の購入平均単価	円 (税抜)	
b	令和6年産酒米の購入平均単価		
c	令和7年産酒米の購入量	俵	キログラム(kg)表示は60kg/俵で換算 ※3

※1 補助対象経費の額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額（税抜額）とする。

※2 算定式により算出した額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）が補助金額の上限を超える場合は、上限額を交付額とする。

※3 キログラム(kg)単位の表示を俵単位に換算する場合は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までとする。